平成２８年（フ）第１１９０号
京都市下京区五条通黒門西入柿本町590番地29
破産者　木本　隆弘
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９８号
鳥取県鳥取市南安長２丁目127番地　ヴィラ・ムティアラ403号、旧住所千葉県習志野市実籾１丁目10番５号
破産者　石橋　康信
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０８号
兵庫県美方郡新温泉町湯329番地、（開始決定時の住所・住民票上の住所）鳥取県八頭郡智頭町大字智頭511番地
破産者　寺坂　　明
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
福岡県大牟田市新勝立町４丁目14番地５
破産者　南　　雅也
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４５１号
熊本市中央区出水６丁目41番25号　エステートイズミ102号室
破産者　髙宮　則生
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第４１３４号
大阪府箕面市彩都粟生南２丁目８番13号（105号）
破産者　穴吹　幸子（旧姓岡田）
1　破産債権の届出期間　平成29年５月11日まで
2　一般調査期日　平成29年６月22日午後２時30分
平成29年４月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９５９号
大阪市淀川区新北野１丁目12番11―506号
破産者　高木とし子
1　破産債権の届出期間　平成29年５月12日まで
2　一般調査期日　平成29年６月15日午後２時
平成29年４月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1003番地３
破産者　葉山　則子
1　破産債権の届出期間　平成29年５月12日まで
2　一般調査期日　平成29年７月４日午後２時
平成29年４月12日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８７号
大分県豊後大野市千歳町柴山1167番地１　千歳ハイツエイブル
破産者　足立　憲司
1　破産債権の届出期間　平成29年５月12日まで
2　一般調査期日　平成29年６月13日午後２時
平成29年４月12日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２号
北海道網走郡大空町女満別東陽１丁目１番地ひかりハイツ２階205号、住民票上の住所北海道紋別郡遠軽町豊里64番地39
破産者　山本　信幸
1　破産債権の届出期間　平成29年５月17日まで
2　一般調査期日　平成29年５月31日午後３時
平成29年４月12日
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第１２０５号
京都市南区久世大薮町53　大喜マンション303、住民票上の住所大阪府羽曳野市島泉６丁目10番１号
破産者　大瀬戸淳人
1　破産債権の届出期間　平成29年５月24日まで
2　一般調査期日　平成29年７月５日午前10時
平成29年４月12日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２８年（フ）第１０４号
山口県下松市南花岡５丁目11番26号
破産者　長弘　勇希
異議申述期間　平成29年６月７日まで
平成29年４月12日　山口地方裁判所周南支部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０３７号
東京都品川区東五反田５丁目12番７号
清算株式会社　株式会社マルカ産業
代表清算人　飯島　和子
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２号
長野県松本市大字島立635番地１
清算株式会社　松本土建不動産株式会社
代表清算人　米山　弘之
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所松本支部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第１８号
石川県金沢市片町２丁目22番１号
清算株式会社　株式会社ＢＳカンパニー
代表清算人　堤　　淳一
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第３２号
埼玉県朝霞市溝沼５丁目19番５―612号
再生債務者　齋藤　里美
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月２日まで
4　一般異議申述期間　平成29年５月16日から平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第３７号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目４番17―919号
再生債務者　浪岡　　豊
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月２日まで
4　一般異議申述期間　平成29年５月16日から平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１７号
千葉県印西市西の原２丁目５番地４
再生債務者　金井英男こと　ＫＩＭ　ＹＥＯＮＧＮＡＭ　金　　英男
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月２日まで
4　一般異議申述期間　平成29年５月16日から平成29年５月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（再イ）第５６号
名古屋市守山区永森町214番地
再生債務者　荒木　和雄
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月２日まで
4　一般異議申述期間　平成29年５月９日から平成29年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部